

## 入会金規程 及び 会費規程 (案)

第1条 一般社団法人日本歯車工業会定款第7条の規程により本細則を定める。

第2条 (入会金)

1. 正会員の入会金は100,000円とする。
2. 賛助会員の入会金は、非上場企業50,000円、上場企業100,000円とする。

第3条 (正会員年会費の算定基準となる区分)

正会員の年会費は、以下の対象製品・事業における常勤役員及び従業員の人数を基準とし、その区分に応じて決定する。

1. 歯車単体
2. 歯車を組み込んだ各種変減速機 等
3. 歯車加工機械、歯車測定機、歯車用工具、歯車用ソフト 等歯車に関連する他製品

人数区分	金額
1人～10人	130,000 円
11人～20人	135,000 円
21人～30人	160,000 円
31人～40人	170,000 円
41人～50人	190,000 円
※ 51人～75人	240,000 円
76人～100人	296,000 円
101人～150人	416,000 円
151人～200人	535,000 円
201人～250人	626,000 円
251人～300人	740,000 円
301人～400人	950,000 円
401人～500人	1,161,000 円
501人～600人	1,372,000 円
601人以上	1,577,000 円

※令和4年5月改定にて新設

第4条 (正会員の年会費決定の基準となる常勤役員及び従業員の人数算出方法)

正会員の年会費決定の基準となる常勤役員及び従業員の人数算出方法は、以下の通りとする。

1. 前条に挙げる対象製品・事業を専業とする場合は、全常勤役員及び全従業員の合計人数を会費算定基準とする。
2. 前条に挙げる対象製品・事業を専業としない場合は、以下の計算方法をもって区分となる

人数を算出する。

全常勤役員及び全従業員の数 … a

対象製品・事業における常勤役員及び従業員の数 … b

共通販管部門・関連部門における常勤役員及び従業員の数 … c

会費基準となる常勤役員及び従業員の数算出方法 …  $b + c \times (b \div a)$

3. 従業員とは、直接雇用関係にあるパート社員、契約社員等を含み、直接雇用関係にない派遣社員は含まない。

#### 第5条 (正会員年会費の見直しのための常勤役員及び従業員の数調査)

1. 正会員の年会費算出の基準となる常勤役員及び従業員の数、毎年12月31日時点の人数をもって見直しとする。
2. 人数区分の見直しにあたり、毎年年度末までに当会より常勤役員及び従業員の数調査を行い、翌年度の会費を決定する。
3. 正会員は、当会の定める期日までに常勤役員及び従業員の数申告を行う。

#### 第6条 (賛助会員の年会費)

賛助会員の年会費は、非上場企業190,000円、上場企業は500,000円とする。

#### 第7条 (会費の支払い)

1. 正会員及び賛助会員は、年度分の会費を当会が指定する期日までに納入する。
2. 年会費の納入方法は、正会員は一括もしくは半期毎の2分割とし、賛助会員は一括とする。
3. なお、納入期日が過ぎても会費を納入せず、督促後なお1年以上経っても納入がなされない場合は、会員資格を喪失する。

#### 第8条 (年度途中からの入会した場合の年会費)

年度途中に理事会にて入会承認された正会員及び賛助会員は、理事会承認の翌月から年度末までの月数に応じ、月割りにて会費を計算し、その金額を当会が指定する期日までに一括納入する。

#### 第9条 (会員資格の変更)

正会員から賛助会員への変更、または賛助会員から正会員への変更どちらの場合においても、会員資格の変更は年度途中で行うことはできない。

#### 第10条 (退会・資格喪失)

正会員及び賛助会員ともに、年度途中に退会・資格喪失した場合であっても既に納入済の会費その他提出金品は返還しない。

付 則

昭和33年	6月制定	平成19年	9月改訂
昭和39年	5月改定	平成20年	1月改訂
昭和40年	5月改定	平成20年	4月改訂
昭和43年	5月改定	平成28年	9月改訂
昭和44年	5月改定	平成29年	9月改訂
昭和46年	5月改定	令和 4年	5月改訂
昭和52年	5月改定		
昭和53年	5月改定		
昭和56年	5月改定		
昭和63年	5月改定		